



お客様・ご販売店様 各位

平成15年6月

シードグループ・サポートセンター

TEL 097 - 558 - 3919

FAX 097 - 554 - 2208

URL <http://www.seedg.com>

e-mail [webmaster@seedg.com](mailto:webmaster@seedg.com)

## 「訪問介護利用者負担額軽減措置」の運用について

拝啓 時下、ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。  
平素より、格別のお引き立てをいただき、誠にありがとうございます。

さて、法施行時の訪問介護利用者に対する利用者負担軽減措置において、平成12年度から3年間は3%となっておりましたが、平成15年7月より6%に引き上げられことが発表されました。

法別番号が「56」の特別対策(経過措置)の分が対象となります。  
法別番号が「57」の特別対策(支援措置)の分は対象外となります。

ナレッジ・ケアマネージャにおける、登録方法は、利用者台帳の公費情報で  
施行時・経過措置の給付率を94%と登録をして頂くようになります。登録方法は別紙を参照下さい。

### 1. 改正内容

	介護保険法施行時のホームヘルプサービス利用者 に対する経過措置	障害者ホームヘルプサービス利用者 に対する支援措置
対象者	介護保険法施行時にホームヘルプサービスを利用していた65歳以上の者(ただし、該当者を除く)  「訪問介護利用者負担額減額認定証」の負担者番号が「56×××××」の者。	介護保険法施行時にホームヘルプサービスを利用していた65歳以上の者で、65歳以前の障害を原因として手帳の交付を受けている者(=65歳以前に手帳交付)  法施行後、新たに65歳になり、若年の頃から障害者施策によるホームヘルプサービスを利用していた者(=65歳到達前の概ね1年間に利用実績がある)  40から64歳までの者(ホームヘルプサービスの利用実績不要)  「訪問介護利用者負担額減額認定証」の負担者番号が「57×××××」の者。
所得要件	低所得者であること	生計中心者が所得税非課税であること。(生活保護世帯を含む)
改正内容	平成15年7月以降のサービス提供分から、利用者負担割合を3%から6%に変更する。	平成16年度まで、利用者負担割合を3%とする。(今回変更はない)

### 2 請求について

	平成15年6月までのサービス提供分	平成15年7月以降のサービス提供分
利用者の方への請求[利用者負担割合]	3%	6%
国保連への請求[公費負担割合]	7%	4%

これからも弊社はおお客様のご期待に添うべく今まで以上に努力して参る所存です。  
今後も、変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

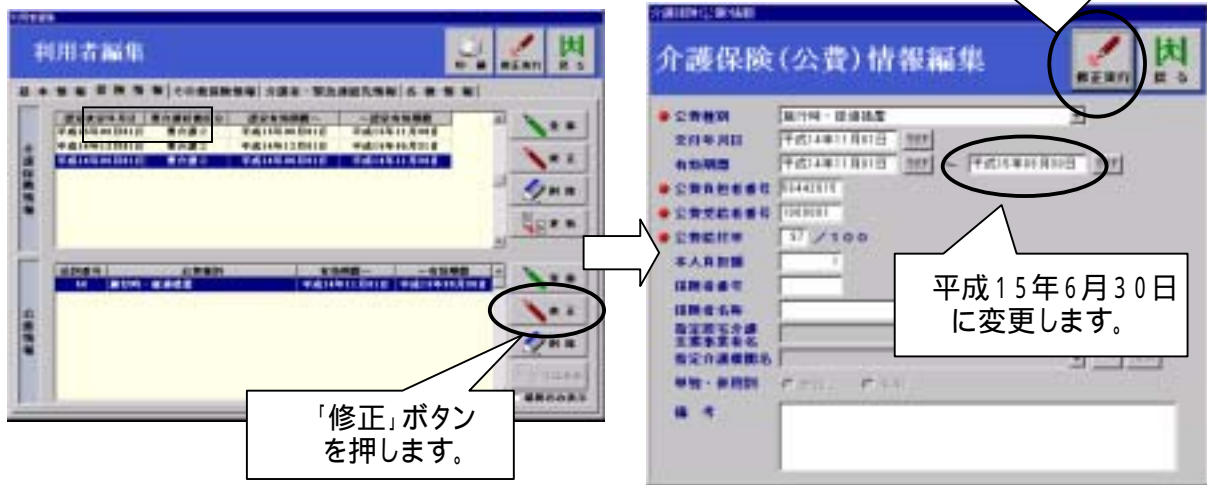
\* ご不明な点がございましたら、シードグループ・サポートセンターまでお問い合わせください。

## 別紙 ( 操作手順 )

**現在、登録している公費情報(給付率が97%)は必ず残しておいてください。**

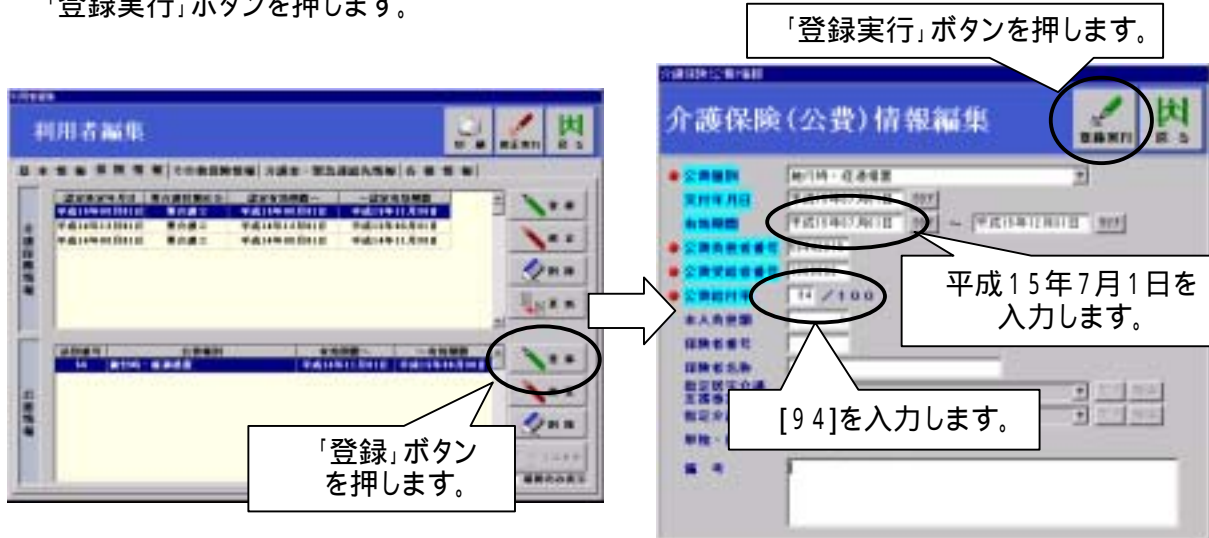
<平成15年6月までの、修正の手順です。>

1. [対象者の登録・編集]ボタンを押すと[利用者一覧]画面が表示されます。
2. 公費給付率の変更のある利用者を選択し「修正」ボタンを押します。
3. [保険情報]のタブを押します。
4. 現在登録してある、施行時・経過措置を修正します。  
「修正」ボタンを押します。  
有効期間の終了日に「平成15年6月30日」を入力します。  
「修正実行」ボタンを押します。



<平成15年7月からの、登録方法の手順です。>

5. 公費給付率6%を登録します。  
(訪問介護利用者負担額減免認定証を参照して登録して下さい)
- 「登録」ボタンを押します。  
施行時・経過措置を登録していきます。  
有効期間の開始日を「平成15年7月1日」に入力します。  
公費給付率をキーボードから[94]と入力します。  
「登録実行」ボタンを押します。



\* ご不明な点がございましたら、シードグループ・サポートセンターまでお問い合わせください。